



# 島根県報

平成20年 3月14日 (金)

第 1,965 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	( " )	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	( " )	2
家畜伝染病予防法第 5 条の規定に基づく検査の実施	(農 畜 産 振 興 課)	2
家畜伝染病予防法第 6 条の規定に基づく注射の実施	( " )	5
土地改良事業施行の認可	(農 村 整 備 課)	6
県営土地改良事業計画の決定	( " )	6
県営土地改良事業計画の変更 ( 3 件 )	( " )	6
換地処分 ( 2 件 )	( " )	7
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	8
森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 2 件 )	( " )	8
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	9
<b>訓 令</b>		
島根県守衛服務規程の一部改正	(管 財 課)	9
<b>公 告</b>		
平成19年度島根県准看護師試験の合格者	(医 療 対 策 課)	10

## 告 示

### 島根県告示第207号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 花麒麟	訪問介護	訪問介護事業所 花きり ん	松江市東津田町2168番地 312	平成20年 3月 1日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 花麒麟	居宅介護支援事業所 花きりん	松江市東津田町2168番地312	平成20年3月1日

島根県告示第209号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
谷戸 正樹	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成20年2月28日

島根県告示第210号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
医療法人壽生会寿生病院	出雲市上塩冶町2862番地1	精神通院医療	平成20年3月1日
有限会社みはし薬局片庭店	浜田市片庭町51 - 4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年3月1日

島根県告示第211号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、検査を次のように実施する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ブルセラ急速凝集反応法とし、必要に応じて試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町 2 及び 3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
結核病検査	結核病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ツベルクリン皮内注射法	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町 2 及び 3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する	エライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査と	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、	

		<p>目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>する。</p>	<p>安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町</p>	<p>2から4まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域</p>
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
牛のブルータング検査	牛のブルータングの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
牛のアカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛のチュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛のアイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛のイバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛の牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンプロット法	県下全域	

	把握			
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬		
		3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬		
		4 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬		
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域
豚のオーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚流行性下痢(PED)検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群(PRRS)検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査	家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
腐蛆病検査	腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域
		県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるもの		

島根県告示第212号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条の規定に基づき、注射を次のように実施する。

平成20年 3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
牛の炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日

島根県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成20年3月14日

島根県知事 溝口善兵衛

事業主体名	事業名	認可年月日
玉湯町土地改良区	稲荷地区用排水施設事業（農業用河川工作物応急対策事業）	平成20年3月5日

島根県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年3月14日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
美談地区区画整理事業（県営農業生産法人等育成緊急整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
出雲市役所

島根県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、美又地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関し異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称  
美又地区農道事業（県営一般農道整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 縦覧の場所  
浜田市役所

島根県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、江津地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称  
江津地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 縦覧の場所  
江津市役所

島根県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、江津地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称  
江津地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 縦覧の場所  
江津市役所

島根県告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成20年 3 月 4 日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（匹見）地区矢尾工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告

示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成20年3月4日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（匹見）地区石谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年8月21日農林水産省告示第1283号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第221号

平成20年島根県告示第152号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所及び飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
大田市鳥井町鳥越字宮ノ前142 - 2	神辺神社	大田市鳥井町鳥越142 - 2
大田市川合町川合字長田1452 - 1	貴田 キク	大田市川合町川合1524
大田市鳥井町鳥越字宮ノ前143 - 1	橋田 クラ	大田市鳥井町鳥越142 - 1
飯石郡飯南町小田1317	安部 純悟	飯石郡飯南町小田22
飯石郡飯南町小田1317	安部 浩	出雲市今市町264
出雲市佐田町下橋波字下公儀912 - 8	神田 榮重	出雲市佐田町下橋波575



島根県告示第222号

平成20年島根県告示第153号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町八神1432	練木 環	飯石郡飯南町八神637 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成20年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

江津市

2 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画下水道事業

江津市公共下水道

3 事業施行期間

平成13年 6 月22日から平成25年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

訓 令

島根県訓令第 2 号

本 庁

島根県守衛服務規程（昭和36年島根県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 1 条中「及び守衛」を「、守衛及び嘱託守衛（守衛の業務を行う非常勤嘱託員をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条第1項中「及び守衛」を「、守衛及び嘱託守衛」に改め、同条第4項中「及び守衛」を「、守衛及び嘱託守衛」に改め、同条第5項第6号中「公印の管守及び使用、」を削り、同項第7号中「予防」の次に「及び初期的処理」を加える。

第4条第2項中「守衛副長等」を「守衛副長、主任守衛及び守衛」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 日勤の場合 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、その間に45分の休憩時間を置く。

第4条に次の1項を加える。

3 嘱託守衛の勤務時間は、別に定めるところによる。

第5条中「守衛副長等」を「守衛副長、主任守衛及び守衛」に改め、同条に次の1項を加える。

2 嘱託守衛の勤務時間等の割振りは、別に定めるところによる。

第9条第1項を次のように改める。

守衛は、管財課長の指示に従い、所定の時刻又は随時に県庁舎等を巡視しなければならない。

第12条に次の1号を加える。

(7) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、また、同様とすること。

別記様式中 「

課 長 補 佐		庁 舎 管 理 係 長		課 員	
---------	--	-------------	--	-----	--

」を

「

庁 舎 管 理 グループリーダー		庁 舎 管 理 グ ル ー プ 員			
---------------------	--	----------------------	--	--	--

」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

平成19年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成20年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

受験番号

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014
0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028
0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042
0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056
0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0066	0067	0068	0069	0070	0074
0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082	0083	0084	0085	0086	0087	0088
0089	0090	0091	0092	0093	0094	0095	0096	0097	0098	0099	0100	0101	0102
0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109	0110						

平成19年度島根県准看護師試験における採点除外等の扱いをした問題について

【問題番号】 問106

【採点上の取扱い】 すべての選択肢を正解として採点した。

平成19年度島根県准看護師試験の合格基準について

1問1点(150点満点)とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点90点以上/150点